

亀山市告示第53号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第2項の規定による指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人なごみ
所在地 亀山市能褒野町3番地13
- 2 指定障害児相談支援事業所の名称、所在地及び事業所番号
名称 相談支援センターなごみ
所在地 亀山市川崎町1937番地6
事業所番号 2470400058
- 3 廃止の年月日
令和2年3月31日
- 4 廃止に係る指定障害児相談支援の種類
障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者
特定無し